

第4節 十島・奄美の復帰

1. 奄美大島の復帰

1) 終戦と戦後処理

1945（昭20）年8月15日、奄美はところにより小雨が降っていた。名瀬では朝早く北方上空を爆音が横ぎったが、いつものサイレンも鳴らず、これまでと異なった静かな朝を迎えた。

やがて正午となり雑音の多い玉音放送が人々の耳に入ってきた。

9月10日、大島支庁に「戦後事務処理室」が特設され、翌11日には管内各警察署長、各町村長あての終戦第一号公文「民間の武装解除」に関する通牒が発せられた。

玉音放送から37日目の9月21日、沖縄から来航した米軍第十司令部の一行10名は、奄美における日本軍降伏の手續要務のため天城村平土野港に上陸した。一行を迎えた高田少将と直ちに公式手続きに入った。ところが米軍側が提示した「降伏文書」のNorthern Ryukyu「北部琉球」の呼称に対し、地元側は「奄美群島は北部琉球ではない。ここは九州・鹿児島県に属する奄美群島である。この点をはっきりしていただきたい」と主張する。米軍が拒んだことから、押し問答約3時間。有名な「北部琉球問答」となり、米軍がやっと譲歩、奄美群島の降伏文書は「北部琉球」から「鹿児島県奄美群島」と書き改められた。

武装解除が終わると、復員が始まった。最初に奄美出身者、それから本土のできるだけ遠い地方の将兵から復員させることになった。しかし、船舶は空襲でやられたため困難を極めた。

徳之島からはひとまず古仁屋へ集結することになり、徳之島滞在の一万余人の将兵の古仁屋移送は12月20日までに完了した。終戦後4ヵ月、ここに終戦処理は完了したのである。

2) 歴史的な「二・二宣言」と米軍統治

1946（昭21）年2月2日、日本政府は連合軍最高司令部（General Headquarters/GHQ）から重大な覚書をうけとった。奄美にとって永久に忘れることのできないGHQ指令・歴史的な「二・二宣言」である。

指令によって日本の領域は北海道、本州、四国、九州および一円にのぼる小島嶼と定義された。この定義によって、とくに指定された所は対馬諸島、北緯30度以北の口之島を除く南西諸島に限られ、鶴陵島、竹島、および済州島、それに北緯30度以南の琉球、奄美大島をふくむ南西諸島は、小笠原諸島および火山（硫黄）列島その他外辺の太平洋諸島とともに日本の領域から除外された。そして、これら除外地域における日本政府の政治、行政上の権限と、これらの地域、外国にある出先機関との通信は、気象情報などの例外を除いていっさい禁止、これまでの活動報告を提出することを命じた。

さらに2月4日、本土、奄美間の一般旅行が禁止され、本土・奄美間を渡航しようとする者は永住の目的をもつ者に限って許可される。渡航を許可された者は、計画輸送に従わねばならぬ - とする「海上封鎖」の指令がだされた。

3月13日午後2時、名瀬の街に突如サイレンが鳴りわたった。人々は忘れかけた空襲警報を思いだしたが、それは、軍政官の上陸を告げる合図であった。

合衆国軍政官ポール・F・ライリー海軍少佐は、支庁長室を開放して「北部南西諸島米国海軍軍政本部」(United States Navy Government of the Northern Ryukyu Islands)の開庁を宣言し、軍政施行、行政権の行使、日本政府による行政権の停止、軍事裁判、現行法規の継続、命令の伝達、支庁長の地位などを明らかにした軍政の基本要項ともいうべき、特別布告、命令を公布した。星条旗が翻り、奄美群島における軍政の始まりであった。

3) 日本復帰

1953(昭28)年12月25日。午前零時を期して、名瀬市街地に突き出るおがみ山に据えられたスピーカーから君が代が流れた。呼応して花火が打ち上げられ、復帰祈願断食運動の舞台となった高千穂神社の大太鼓が打ち鳴らされる。

分離8年、奄美大島が日本復帰を果たした瞬間である。奄美大島を全面的に日本に返すというドレス声明が出たのは8月8日。以後、復帰に備えて行政事務、財務上の引き継ぎをめぐる日米折衝が続く中、復帰をめぐる観測が二転三転、住民をじりじりさせた。確定したのは12月16日。9日後、待ちに待った日を迎える。

「住民は一睡もせず夜明けを待った。午前零時、拘置所から軍政布告違反者が一斉に釈放された。異民族支配から解放され、日本国憲法のもとに。おかみ山には日の丸の旗がへんぼんと翻っている。」1994(平6)年7月NHK記者を退職した実島隆三さんが送ったラジオニュース原稿の要旨である。

実島さん自身、名瀬市連合青年団事務局長として復帰運動に深くかかわった。1950(昭25)年当時、復帰運動は政治運動とみなされ軍政布告でご法度。一方に一日も早く祖国に帰りたいという全住民の熱い願いがある。それではと、教職員組合や全官公、婦人会などに働きかけ、社会民主党の結成に尽力。さらに社民党の呼びかけで、復帰協議会の結成に至る。若い力がその原動力になった。

「二十代の若者が寝食を忘れて結束できたのは、日本人は日本に帰るのだという共通した目標があったからです。それは思想信条ではなく、異民族支配を拒絶する人間本来の心のありようを示すものでした。」実島さんは感慨をこめて振り返った。

(1994(平6)年10月15日南日本新聞「鹿児島戦後50年」No35)

4) 復興と地域振興のための施策「奄振事業」

日本復帰を果たした奄美群島。戦災に続く8年間の行政分離によって社会経済基盤は疲弊しきっていた。1954(昭29)年6月21日「奄美群島復興特別措置法」が制定される。急速な復興と住民の生活安定に資するのが目的である。同法に基づき「群島住民の生活水準を、戦前(1934~1936年)の本土並みに引き上げる」ための復興事業がスタート。以後5年ごとの延長を繰り返し、法律の名称も振興特別措置法(1964~1973年)、振興開発特別措置法(1974年~)と変わった。

1954(昭29)年から1992(平4)年度までの事業費は総額8,992億円、うち国庫支出が65%の5,858億円を占める。この膨大な事業費の効果は確かに出ている。

県立大島病院の改築、奄美振興会館建設、新奄美空港建設、国道58号三太郎バイパス開通、特殊病害虫ウリミバエの根絶など、ビッグプロジェクトがめじろ押しだ。

ところが、奄振法の最大の目的である「本土との経済格差是正」は、いまま達成されていない。1991(平3)年の一人当たり群民所得は722万円で、国平均の59.6%。県民所得に対しても77.5%。基幹産業である大島紬の底の見えない低迷が響いて、近年、格差は拡大傾向にさえある。

今期事業は1999(平11)年度まで。奄振のあり方について議論が盛んになり、奄美大島商工会議所専務理事の前田信一さんは「官産学が緊密に連携、あるいは第三セクターを活用する沖縄振興開発事業に学ぶべきだ」と語る。その上で、過去40年間の検証・チェック 住民の声を事業に反映させる最後のチャンス 従来のパターンからの発想の転換・チェンジ 復帰運動にみせた情熱と結束力でチャレンジする - との「4C」を提唱している。

(1994(平6)年10月16日南日本新聞「鹿児島戦後50年」No36)

5) 復帰当時の奄美の水産業

復帰当時の水産業の実情を知る資料として、鹿児島県水産部編の『奄美大島の水産業基本調査報告書』(1954年1月31日)がある。

調査にあたっては、終戦以来の変遷と実態を把握し、今後の奄美大島水産復興施策の重点をどこに置くかに主眼をおいた、とある。概要を記す。

(1) 組合の組織、運営状況

組合と組合員

現在、琉球協同組合法に基づいて漁業協同組合 21、連合会 1、漁業信用協同組合 1 が設立されているが、名瀬、古仁屋と漁連を除いてはほとんど形だけの組合で、組合の主体性、組合員の組合意識の欠如は甚だしい。その原因としては、

- ア．現存組合は旧団体の組織がそのまま引き継がれ、ボスの支配が濃厚であること。
- イ．ガリオア物資が漁連から漁協を通じて組合員に供給されていたため、漁民は組合に頼らざるを得なかったが、漁業用資材が自由に入手出来るようになった今日、組合に対する魅力はほとんどなくなったこと。
- ウ．大半の組合が共同利用施設を持たないこと。(名瀬、古仁屋と漁連のみ)
- エ．琉球協同組合法によって漁協は信用事業を行い得ないため、組合員は金融面で組合の恩恵にあずかる道が全然ないこと。
- オ．旧漁業権は消滅し、新漁業権の既免許のものは極く僅かで、従って組合は漁場の正当な管理権を持っていないこと。

が挙げられる。この結果、大半の組合は運営財源を水揚げの歩戻し、僅かな購買益金などに頼って命脈を保っているにすぎない。

漁連の役割と事業活動

- ア．特に郡内水産業に大きな比重を占めるのは、名瀬における製氷事業とガリオア物資供給に始まる購買事業であるが(その他かつお節集出荷事業、かつお節加工事業)、いずれも単協へのサービスというより漁連独自の営利事業的色彩が強い。
- イ．漁連は単協に呼びかけ、多くの外部団体(琉球水産KK、大島食糧KK、琉球石油KK)に出資させ、これら団体の重役に漁連幹部がすわり利益を享受している。
- ウ．単協組合員の水揚げに対し漁連の維持費の一端として、労せずして0.5%の参金を徴している。
- エ．単協に対する実質的指導事業はほとんど行われていない。
- オ．以上のことから単協の間には漁連の現状に対する不満が相当に強く、「この際県漁連に直結したい。郡漁連は全く不要である」との声が強い。

漁船漁業

ア．かつお漁業

動力船16隻(20ト以上4隻、10ト以上10隻、それ以下2隻)、乗組員20~30人、漁期2月~10月、年平均出漁日数150日、平均年漁獲量37.5kg/隻。

餌はキビナゴ(一部アオムロ)を使用しているが、船内蓄養は現在の技術では14.5時間以上は不可能とされており、日帰り操業の域を脱しえない。

餌料漁業として、四張網と簡単な大敷網が40統、鎮西村諸鈍村に八田網3統があり、優秀な餌料漁場を有する者がかつお漁業を有利に経営している。

イ．瀬魚一本釣漁業

6トンから12.3トン程度の小型船24隻があるが大部分が船齡古く、かつての密航拿捕漁船の払下船が主で、船体、機関とも修理を必要とする。

ウ．母船式追込網漁業

名瀬2統、古仁屋1統あり。代表的な1統をみると、母船37トン・120馬力、20トン・60馬力の動力船2隻にクリ船6.7隻、船員15名、漁夫50名（沖縄30名、大島20名）をもって構成される大集団漁業で、大島近海から十島、黒島、遠く長崎方面までを漁場としている。

漁獲物のうち、アオム口は一本釣、延縄等の餌料として刃当り45～50円の高値で沖縄方面に移出され、ドル獲得の役割を果たしている。

エ．ガソリン板付動力船

現在136隻のガソリン機関付動力船があるが、これは敗戦当時軍から無償譲渡されたものが多く、高価なガソリンを消費して曳縄釣や一本釣、追込網に従事している。うち2割程度の追込網を除いてはほとんど採算割れで、このまま放置すれば自滅の他ないので、合理的な転換指導が課題である。

養殖業

ア．真珠養殖

実久真珠株式会社、奄美真珠海綿養殖株式会社が区画漁業権によって事業を行っている。

母貝はまべ貝と琉球あこや貝の二種が主で、1953（昭28）年までにまべ貝3,592個を潜水採取のうえ手術を行い、半製品として東京へ出荷した。

琉球あこや貝は、母貝2,000個を手術、養殖中であるが、死亡率50%の経過で、成否が疑問視されている。

イ．かき養殖

1951～1953（昭26～28）年度、琉球水産研究所大島支所において、採苗養成、内地産種苗の移植試験と併行して適地調査を行い、企業価値の究明に着手したが、未だ結論を得ていない。

報告書のむすびで、「当面の課題としては、合理的漁場計画を基礎として真の漁民の協同組織を確立し、意識の高揚、基礎知識の培養と技術指導員による技術の向上をはかりつつ、実情にマッチした総合的計画にもとづき、財政的裏付による資金の効率的導入を得て、漁船建造、漁港修築、製氷冷凍、販売、加工等諸施設の整備を漸次行って、将来の飛躍への素地を堅実に培ってゆくことが最も適切ではなかるうか」と結論づけている。

一方、当時を知る資料の一つに『昭和30年度（1955）奄美大島農林水産関係現地調査報告』がある。これは、農林省が復興事業の計画策定等の参考にするために職員を派遣して調査したもので、水産庁からも6人の技官が水産班、漁港班として約一カ月調査に当たっている。

水産部門でさえ160頁に及ぶものである。

ここでは、その結論ともいえる「奄美大島地方の水産業の問題点」と「奄美大島地方の水産業振興に対する考察」の概要を記すこととする。40余年前の提起を、今にして考察することも大切なことと思う。

（2）奄美大島地方の水産業の問題点

漁民の零細性と漁業の後進性

ア．無動力漁船が多く、板付舟で3～4人の共有の場合が多い。

イ．動力漁船の大部分が焼玉機関で、中古船を使用している場合が多い。

ウ．漁業協同組合は14あるが、専任職員を置いているのは2組合のみである。

エ．沿岸漁業者が漁期に応じた漁具，特に漁網を所有しているのは僅少である。

漁業協同組合の強化育成策について

ア．漁業協同組合の基盤の脆弱～出資金も少なく活発な活動をしている組合は少ない。

イ．水産技術普及指導職員の設置～漁協の指導と技術向上を図ることが肝要である。

ウ．漁業協同組合に集荷業務を行うよう指導すること。

エ．投石，築磯等の増殖事業を積極的に行うこと。

漁船建造について

ア．漁船建造の困難性～漁民の零細性。公社等の組織の設立。

イ．農林漁業金融公庫の融資の活用

かつお釣漁業について～活餌料の確保と漁船装備の改善。

かつお節の品質改善について～製造工場の設備が旧式で非能率的，製造技術の向上。

陸上設備の整備について～給水，給油，製氷等施設の不足。名瀬・古仁屋港での新設。

漁具漁法の改善～水準の向上，独自の試験研究による改善を図る。

漁業用無線局と超短波無線局の設置について～台風対策，漁況放送，陸上との連絡。

曾根位置の確認と図上記入について～操業の曾根依存，曾根の確認と作図。

(3) 奄美大島地方の水産業振興に対する考察

生産手段面の振興策

ア．漁船建造に財政投融资を計ること。

イ．漁船建造は沿岸小型漁船の建造に重点をおくこと。

ウ．漁船装備の近代化（魚探，集魚灯，発電機等）を計ること。

エ．漁船の動力化特にディーゼル化を計ること。

オ．漁具の改良特にリーフ地帯および曾根海域に適する漁具の考案。

カ．漁具を廉価に漁民に供給する組織の設立

金融面の施策

ア．漁協，漁民に金融の途を講ずること。

イ．奄美大島に系統金融機関の出店を開設すること。

漁業協同組合の強化育成

ア．漁協に漁獲物の集荷資金を斡旋し，集荷業務を行わせること。

イ．漁協に販売，購買事業を営ませるよう指導すること。

ウ．漁協の専任事務職員を養成すること。

エ．漁場管理（特に違法操業の取締り）を徹底して行わしめること。

オ．投石，築磯等の増殖事業を積極的に行わせること。

技術改良普及事業の振興

ア．水産技術普及指導職員の設置。

イ．リーフ地帯，曾根海域に適する漁法の研究指導。

ウ．曾根位置の確認と図上記入。

エ．鯖八ネ釣漁業の指導奨励。

オ．かつお節製造技術の改良普及，工場設備改善（共同加工場の建設）を計ること。

カ．未利用資源の活用を指導奨励すること。

キ．まべ貝に依る真珠養殖事業を指導すること。

漁業の振興策と資源維持策

- ア．沿岸資源を維持培養するため増殖事業を積極的に実施する。取締規則の整備。
- イ．珊瑚網漁業は資源に応じた適正規模数とし、乱獲の防止。公正な販売方法を考慮する。
- ウ．近海に鯨の回遊を多く見る。戦前捕鯨基地があったので、再開の要望が強い。
- エ．定置漁業の適地を調査し、建込みについて指導すること。
- オ．重要漁業たる、かつお釣漁業、追込網漁業、珊瑚網漁業、曳縄漁業、瀬魚一本釣り漁業の経営の合理化を計ること。
- カ．かつお釣漁業は活餌料が乏しいから、活餌料を要しない漁業への転換を研究指導すること。

陸上設備の完備促進

- ア．製氷，冷凍冷蔵庫の建設。
- イ．給水，給油，荷揚げ設備の完備。
- ウ．漁協に魚市場を開設させ，共同販売体制を確立すること。
- エ．漁船修理工場，機関修理工場を完備すること。

台風に対する防災対策

- ア．漁港整備。
- イ．無線局，超短波無線局の新設。
- ウ．内地漁船の前進基地化を急ぐこと。

を挙げている。

2. 十島の復帰

1) 「二・二宣言」と二分された十島村

1908（明41）年4月，大島郡に島嶼町村制が施行され，はじめて成立した大島郡十島村だったが，「二・二宣言」（1946年・奄美の復帰の項参照）により，北緯30度をもって，上三島と，下七島に分割されてしまった。

しかも下七島は，日本政府および鹿児島県の行政管轄外に置かれることになった。

この異常な事態に対処するため，鹿児島県知事は上三島に対し，新村設立委員会を開くことを求め，2月14日には十島村臨時代理者を任命している。2月2日付けの南日本新聞は，「三島村の有志は，直ちに村設立準備会を開き，鹿児島郡三島村として新発足することを決議，県当局の許可を得たので，21日設立内容を発表，役場は交通・行政上の特殊性からみて鹿児島市に置き県直属の取扱を受ける。初代村長安永幸内氏のもとに，元十島村助役安永政次郎他五名の委員を置き三島村の行政に当たることになった」と伝えている。

しかし，上三島が，三島村と正式に名乗ったのは1952（昭27）年2月10日からで，鹿児島郡に属するのも下七島の本土復帰後のことである。

2) 軍政下の下七島

1947（昭22）年2月3日付で，知事より各警察署長に対し「密航船」取締りに関する公文が出されている。それによると，米軍または米軍政官が出した許可証をもつ船と公海で操業する漁船を除いて「北緯27度20分より北緯30度線に至る水域に出入する船舶」を密航船としている。

同年7月30日，知事は，各町村関係集落青年団長に対し，「密航船」取り締まりに関する青年団の協力のあり方についての公文を出し，十島のごとく警察官の駐在していない地域では，青年団のみで，

臨検・抑留・護送等の取り締まりができることにした。

3) 下七島の本土復帰

1951(昭26)年7月、ワシントン発のA P通信が伝えた講和条約草案の領土条項「北緯29度以南の琉球諸島、小笠原諸島、その他の南方の島は米国の信託統治下におくというアメリカ合衆国の国際連合にたいする提案に、日本は同意しなければならない」を、十島島民は複雑な思いで受け止めなければならなかった。この領土条項によれば、十島村は、日本に返還されることが予想される。それは、十島村民としては喜ぶべき事だが、これまで一体となってきた奄美諸島およびその住民は、十島の大多数の人々にとっては、祖先出身の土地、親子兄弟としてのつながりの深い人々である。さらに「二・二分離宣言」により、本土在住の血縁者と切り離され、今度は、締結されようとしている平和条約で、奄美との結びつきを断たれることになる。

北緯30度で分離した南西諸島を、米国は、今度は何故北緯29度で再び分離しようとしているのか。理由は、すでに奄美に噴出し、また沖縄にも噴出している日本復帰を求める民族的大運動に対して、くさびを打ち込み、その勢力をそぐことが一つであり、二つは、日本を米国を中心とする西側陣営の一員として取り込み、引き続き日本本土にも、安全保障条約でもって米国軍隊を駐留させ、親米的政権を維持させるためには、日本人の国民感情を勘案しなければならなかったからではないか。

1951(昭26)年12月5日「北緯29度以北の琉球諸島は、当該指令の目的のため、日本と定義される地域の中に包含されるものとする」とする覚書がGHQから日本政府に交付された。

かくして、1952(昭27)年2月4日政令13号(ポツダム政令)により復帰が実現した。

4) 本土復帰後の十島の漁業

本土復帰と共に、離島振興法や過疎地域活性化対策法、特定離島振興対策法等が整備・運用され、確実にその成果が現れ始めた。それまでは、全く忘れられた存在の十島の島々であった。それが、島の人々が生きる楽しみを求めて近代化に邁進する島々に変わり始めた。

その結果、長い間島々を支えてきた「自給自足経済」が「流通経済」へと大きな転換をした。さらに十島の人々は、流通経済の中で十島の島々の有益性を示すことが出来るようにも努力した。復帰後の十島漁業にもこのことが言える。

当時、本土の大企業が資本力にもものを言わせて、近代的な装備の漁船で十島近海で大量の漁獲を行った。離島振興法も公布・施行されてまだ日が浅く、関連法規の整備も十分でなかった。十島村は、財政基盤が貧弱であり、その上、八つの有人島を抱えていた。

従って、本土の大企業に太刀打ちできる早急な対応は到底出来なかった。しかし、十島村の漁業近代化への基盤整備は、小さいながらも「村民の夢」として、この時から確実に動きを始めていた。1955(昭30)年、漁船の「動力化」が本土漁船に対抗するための手段として大きな課題になっていた。当時、動力船は村内に7隻(中之島4、諏訪之瀬島、宝島、小宝島名1隻)だったが、1964(昭39)年には26隻に増えた。大きな変化であった。

特に目立つのは、口之島の動力船が0隻から8隻になったことである。漁民の意識の高まりに加え、西之浜漁港の整備による影響が大きかった。

3. 参考文献

- 1) 藤原南風(1980):「新奄美史」上巻・下巻.
- 2) 十島村(1995):十島村誌.

(茂利 敦雄)